

# 業務委託設計書

設計	検算	照合	課長補佐	課長

第 令和	7	一般 年度	号 一般 会計	款 土木	項 道路橋りょう	目 道路橋りょう	設計 7.3	提出 7.4	業務委託 請負	一般入札 随意契約	
委託金額			円	業務名称 西区内街路樹その他保守管理業務（その9）		所属 西区維持管理課		工期 契約締結の日から令和7年12月26日まで		履行場所 西区井口台二丁目ほか	
<p style="text-align: center;">施 行 理 由</p> <p>本業務は、街路樹その他の樹木等の適正な育成を図るための保守管理を行うものである。</p>											
<p style="text-align: center;">設 計 概 要</p> <p style="text-align: center;">街路樹保守管理 1式</p> <p style="text-align: center;">植樹帯保守管理 1式</p> <p style="text-align: center;">中央分離帯保守管理 1式</p> <p style="text-align: center;">緑地帯保守管理 1式</p>											

















## 仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

# 特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、西区内街路樹その他保守管理業務（その9）（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙「位置図」のとおりとする。
- 3 道路使用許可書(写し)並びに作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
  - (1) 高木せん定  
設定した目標樹形及びせん定方針が確実に実施されるよう見本せん定を行い、発注者が確認した後、その見本どおりのせん定を行うこと。
  - (2) 処 分  
せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。  
なお、それぞれ、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
    - ア 高木せん定枝葉  
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。
    - イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草  
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
  - (3) 除 草  
樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
  - (4) その他  
せん定又は除草作業中、区域内にゴミ類（カン、ビン、ペットボトルなど）があった場合は、袋詰めにし、車や歩行者の支障にならない場所に集め、発注者へ連絡すること。
- 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者(造園工事に限る。)を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。

7 一般社団法人日本造園建設業協会の認定する街路樹剪定士及び職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限るが、同一人物である必要はない。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。

なお、せん定作業中においては、街路樹剪定士及び造園技能士であることが確認できるような名札等を着用すること。

8 交通誘導警備員については、街路樹・植樹帯・緑地帯の全作業時、また、中央分離帯の全作業時に適正な人員配置を見込んでいるが、交通状況等を十分把握し必要であれば交通誘導警備員の増員等の安全対策を行い、現場の安全管理を徹底すること。

また、交通誘導警備員を配置した場合は、勤務伝票等の写しを提出し、発注者が求める場合は、勤務伝票等の原本を提示すること。

なお、認定路線（交通誘導警備員Aを見込んでいる路線）で交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を1名以上配置することが義務付けられていることから、検定合格警備員を配置したことが分かる写真又は勤務伝票の写し等を提出すること。

9 歩道での作業については、作業状況を十分把握し歩行者等の迷惑にならないよう、必要であれば、バリケードの設置や、交通誘導警備員の増員等を行い、現場の安全管理を徹底すること。

10 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、運転者及び歩行者等から見やすい位置に配置すること。

11 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。

12 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。

ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。

### 13 報告事項

(1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。  
(2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。

- ① 業務名      ② 作業日      ③ 天候      ④ 就労人数      ⑤ 現場責任者
- ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者      ⑦ 作業数量

14 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

工種名	種別	形状・寸法	単位	数量(A)	回数(B)	年間管理数量 (A×B)	摘 要	
<b>街路樹</b>								
高木剪定	夏期	(C=30cm未満)	本	1	1	1		
	夏期	(C=30cm~60cm未満)	本	95	1	95		
	夏期	(C=60~90cm未満)	本	334	1	334		
	夏期	(C=90~120cm未満)	本	128	1	128		
	夏期	(C=120~180cm未満)	本	4	1	4		
	冬期	(C=30cm未満)	本	1	1	1		
	冬期	(C=30cm~60cm未満)	本	95	1	95		
	冬期	(C=60~90cm未満)	本	334	1	334		
	冬期	(C=90~120cm未満)	本	128	1	128		
	冬期	(C=120~180cm未満)	本	4	1	4		
	柵除草	手抜き		箇所		3	0	
		手刈り		箇所		3	0	
施肥	施肥		本		1	0		
剪定	ササ		m <sup>2</sup>		1	0		
	カイズカイブキ		本		1	0		
<b>植樹帯</b>								
中木剪定	寄植	剪定1回目	m <sup>2</sup>	107.00	1	107		
		剪定2回目	m <sup>2</sup>		1	0		
		剪定3回目	m <sup>2</sup>		1	0		
	生垣A (H=150cm未満)	剪定1回目	m <sup>2</sup>		1	0		
		剪定2回目	m <sup>2</sup>		1	0		
	生垣B (H=150cm~300)	剪定1回目	m <sup>2</sup>		1	0		
		剪定2回目	m <sup>2</sup>		1	0		
	円筒形A (H=100cm~200)	剪定1回目	本	8	1	8		
		剪定2回目	本		1	0		
	円筒形B (H=200cm以上)	剪定1回目	本	13	1	13		
		剪定2回目	本		1	0		
	低木剪定	寄植	剪定1回目	m <sup>2</sup>	2,138.00	1	2,138	
			剪定2回目	m <sup>2</sup>	1.00	1	1	
			剪定3回目	m <sup>2</sup>		1	0	
	地被類	球形	剪定1回目	本		1	0	
		寄植	剪定1回目	m <sup>2</sup>		1	0	
			剪定2回目	m <sup>2</sup>		1	0	
			剪定3回目	m <sup>2</sup>		1	0	
花剪定	バーベナ		m <sup>2</sup>		1	0		
	ヒペリカム		m <sup>2</sup>		1	0		
除草	手抜き		m <sup>2</sup>	2,352.00	3	7,056		
	手刈り		m <sup>2</sup>		2	0		
	草刈り(肩掛)		m <sup>2</sup>	531.00	3	1,593		
	草刈り(ハンドガイド)		m <sup>2</sup>		3	0		
	芝草刈り		m <sup>2</sup>		3	0		
施肥	中低木(寄植)		m <sup>2</sup>		1	0		
	芝		m <sup>2</sup>		1	0		
<b>分離帯</b>								
中木剪定	寄植	剪定1回目	m <sup>2</sup>	25.00	1	25		
		剪定2回目	m <sup>2</sup>	25.00	1	25		
		剪定3回目	m <sup>2</sup>		1	0		
	生垣A (H=150cm未満)	剪定1回目	m <sup>2</sup>		1	0		
		剪定2回目	m <sup>2</sup>		1	0		
	生垣B (H=150cm~300)	剪定1回目	m <sup>2</sup>		1	0		
		剪定2回目	m <sup>2</sup>		1	0		
	円筒形A (H=100cm~200)	剪定1回目	本		1	0		
		剪定2回目	本		1	0		
	円筒形B (H=200cm以上)	剪定1回目	本		1	0		
	剪定2回目	本		1	0			



【 西区内街路樹その他保守管理業務（その9） 数量表 】

路線 番号	路線名	街路樹（高木）														備考			
		夏期剪定						冬期剪定						柵除草					
		c=30cm 未満 (本)	C=30cm ~60 (本)	C=60cm ~90 (本)	C=90cm ~120 (本)	C=120cm ~180 (本)	合計 (本)	C=30cm 未満 (本)	C=30cm ~60 (本)	C=60cm ~90 (本)	C=90cm ~120 (本)	C=120cm ~180 (本)	合計 (本)	手抜き					
														4回 (箇所)	3回 (箇所)		2回 (箇所)	1回 (箇所)	
44	西5区17号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	西5区14・15号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	井口パークタウン団地①	-	27	135	53	1	216	-	27	135	53	1	216	-	-	-	-	-	冬期剪定は、10月下旬～11月上旬に行うこと。
80	井口パークタウン団地②	-	4	16	6	-	26	-	4	16	6	-	26	-	-	-	-	-	冬期剪定は、10月下旬～11月上旬に行うこと。
81	井口パークタウン団地③	1	31	167	68	3	270	1	31	167	68	3	270	-	-	-	-	-	冬期剪定は、10月下旬～11月上旬に行うこと。
82	井口パークタウン団地④	-	1	7	1	-	9	-	1	7	1	-	9	-	-	-	-	-	冬期剪定は、10月下旬～11月上旬に行うこと。
83	井口パークタウン団地⑤	-	32	9	-	-	41	-	32	9	-	-	41	-	-	-	-	-	冬期剪定は、10月下旬～11月上旬に行うこと。
114	西5区295号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
115	西5区294号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1	95	334	128	4	562	1	95	334	128	4	562						

NO	路線名	樹種	夏期せん定	冬期せん定
79	井口パークタウン団地①	アメリカフウ	○	○
80	井口パークタウン団地②	アメリカフウ	○	○
81	井口パークタウン団地③	アメリカフウ	○	○
82	井口パークタウン団地④	アメリカフウ	○	○
83	井口パークタウン団地⑤	アメリカフウ	○	○

【 西区内街路樹その他保守管理業務（その9） 数量表 】

路線番号	路線名	植樹帯																備考	
		中 木										低 木				地被類			
		寄植			生垣				円筒形				寄植		球形		寄植		
		剪定3回	剪定2回	剪定1回	150未満		150～300		100～200		200～		剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回		剪定1回
(㎡)	(㎡)	(㎡)	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	(㎡)	(㎡)	(本)	(本)	(㎡)	(㎡)	
44	西5区17号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	西5区14・15号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	井口パークタウン団地①	-	-	45.24	-	-	-	-	-	8	-	13	-	782.39	-	-	-	-	-
80	井口パークタウン団地②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.47	94.65	-	-	-	-	-
81	井口パークタウン団地③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1016.73	-	-	-	-	-
82	井口パークタウン団地④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.56	-	-	-	-	-
83	井口パークタウン団地⑤	-	-	61.87	-	-	-	-	-	-	-	-	-	216.89	-	-	-	-	-
114	西5区295号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
115	西5区294号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計				107.11						8		13	1.47	2136.22					

(剪定1回)  
 ウバメガシ・カナメモチ・カンツバキ・キンモクセイ・クチナシ・  
 サツキツツジ・シャリンバイ・ツバキ・ヒラドツツジ・ヘデ  
 ラ・モッコク・レンギョウ・ヒイラギ・モクセイ・ローズマリー

(剪定2回)  
 アベリア・マメツゲ・ネズミモチ・ユキヤナギ



【 西区内街路樹その他保守管理業務（その9） 数量表 】

路線番号	路線名	分離帯																備考	
		中 木										低 木				地被類			
		寄植			生垣				円筒形				寄植		球形		寄植		
		剪定3回	剪定2回	剪定1回	150未満		150～300		100～200		200～		剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回		剪定1回
(㎡)	(㎡)	(㎡)	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	(㎡)	(㎡)	(本)	(本)	(㎡)	(㎡)	
44	西5区17号線	-	24.62	-	-	-	-	-	-	-	-	-	68.04	-	-	-	-	-	-
45	西5区14・15号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	井口パークタウン団地①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	井口パークタウン団地②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	55.17	-	-	-	-	-
81	井口パークタウン団地③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82	井口パークタウン団地④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	井口パークタウン団地⑤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
114	西5区295号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
115	西5区294号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計		24.62										68.04	55.17					

(剪定1回)  
 ウバメガシ・カナメモチ・カンツバキ・キンモクセイ・クチナシ・  
 シャリンバイ・ツバキ・ヒラトツツジ・ヘデラ・モッコク・レン  
 キョウ

(剪定2回)  
 アベリア・マメツゲ・ネズミモチ・ユキヤナギ



【 西区内街路樹その他保守管理業務 (その9) 数量表 】

路線番号	路線名	緑地帯																備考	
		中 木								低 木				地被類					
		寄植			生垣				円筒形				寄植		球形		寄植		
		剪定3回	剪定2回	剪定1回	150未満		150～300		100～200		200～		剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回		剪定1回
(㎡)	(㎡)	(㎡)	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	剪定2回	剪定1回	(㎡)	(㎡)	(本)	(本)	(㎡)	(㎡)	
44	西5区17号線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	西5区14・15号線	-	77.4	159.56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
79	井口パークタウン団地①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80	井口パークタウン団地②	-	-	145.11	223.72	-	-	-	-	-	-	10	-	16.81	-	-	-	-	5.2
81	井口パークタウン団地③	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
82	井口パークタウン団地④	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
83	井口パークタウン団地⑤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
114	西5区295号線	-	1.56	95.56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70.39
115	西5区294号線	-	-	54	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	81.64
	合計		78.96	454.23	223.72							10		16.81	3				157.23

(剪定1回)  
 ウバメガシ・カナメモチ・カンツバキ・キンモクセイ・クチナシ・  
 シャリンバイ・ツバキ・ヒラドツツジ・ヘデラ・モッコク・レン  
 キョウ

(剪定2回)  
 アベリア・マメツゲ・ネズミモチ・ユキヤナギ



作業実施時期

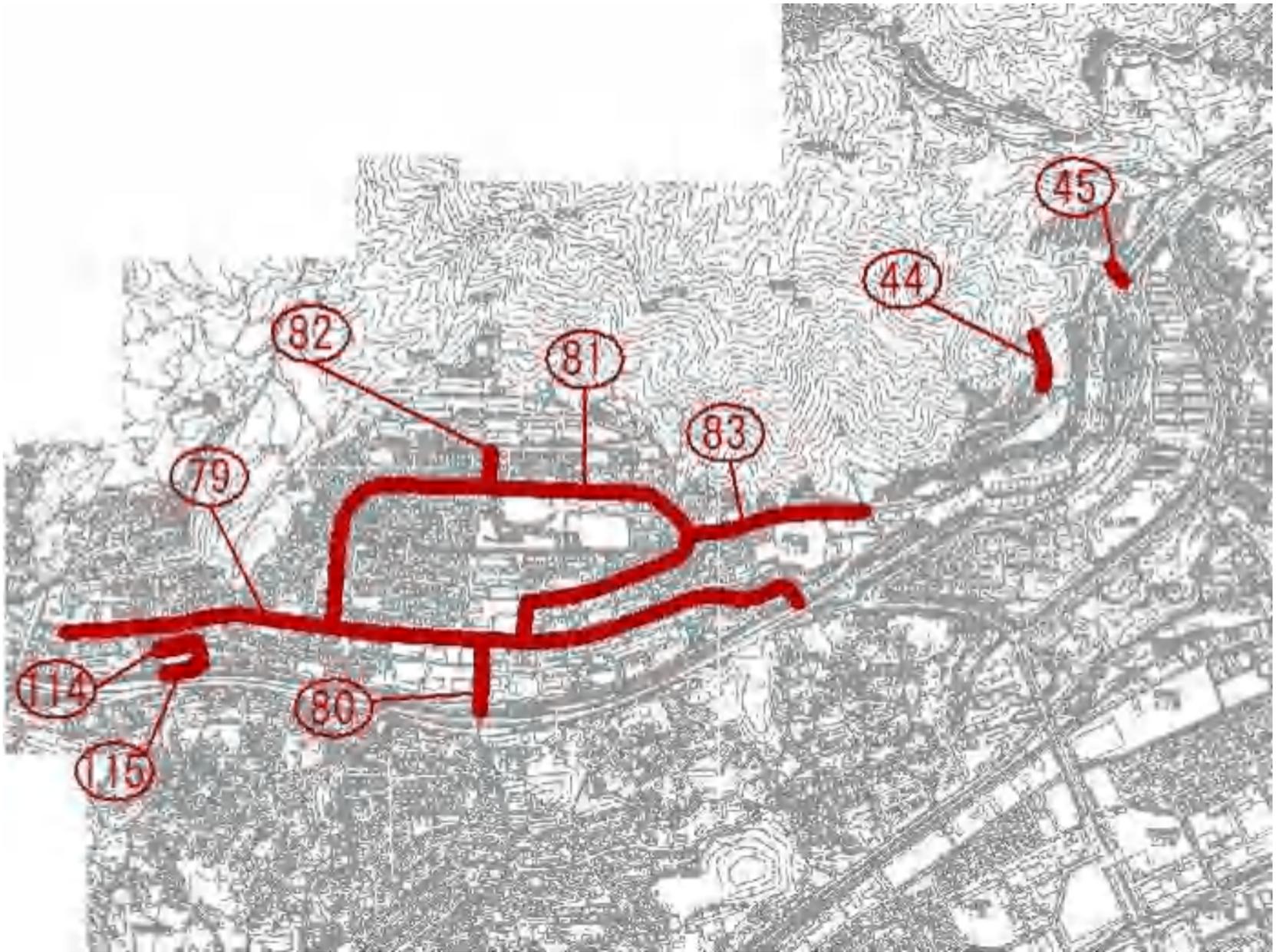
西区内街路樹その他保守管理業務（その9）

名称		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考	
街路樹	高木せん定	夏季せん定														
		冬季せん定														
	樹除草	手抜き（抜根）														
植樹帯	中木せん定	寄植														
		生垣														
		円筒形														
	低木せん定	寄植														
		球形														
	地被類	寄植														
	除草	手抜き（抜根）														
			手刈り													
		機械														
芝草刈			機械													
分離帯	中木せん定	寄植														
		生垣														
		円筒形														
	低木せん定	寄植														
		球形														
	地被類	寄植														
	除草	手抜き（抜根）														
			手刈り													
		機械														
芝草刈			機械													
緑地帯	中木せん定	寄植														
		生垣														
		円筒形														
	低木せん定	寄植														
		球形														
	地被類	寄植														
	除草	手抜き（抜根）														
			手刈り													
		機械														
芝草刈			機械													

※冬季せん定について、10月は別途指示する路線のみ行うこと。

※路線番号No.114とNo.115について、1回目の除草と3回目の除草については別途日程調整を行う。

西区内街路樹その他保守管理業務(その9) 位置図



路線番号	路線名
44	西5区17号線
45	西5区14・15号線
79	井口パークタウン団地①
80	井口パークタウン団地②
81	井口パークタウン団地③
82	井口パークタウン団地④
83	井口パークタウン団地⑤
114	西5区295号線
115	西5区294号線